

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第3号

市営江ノ口団地近隣民家において発生した玄関破損に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月29日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 平成29年10月22日、市営江ノ口団地4棟（八幡浜市保内町川之石1番耕地16番地）の屋根材が強風により飛散し、近隣にある相手方民家の玄関ドアに損害を与えた。

このため、民法（明治29年法律第89号）第717条第1項の規定に基づき、修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方は、本件に関し、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。

(3) 損害賠償の額 356,400円

